

令和7年8月15日（金）
土木部建築住宅課長 北川
外線 076-225-1777

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる 住宅の緊急修理の実施について

1 概 要

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害により被害を受けた住宅の緊急の修理（外壁等へのブルーシートの展張等）について、住民からの申込みに基づき市町が施工者に修理を依頼します。

2 対象区域

金沢市

（令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害により災害救助法が適用された市町）

3 対象者

大雨により準半壊程度相当の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある世帯

※ 納屋や車庫、空き家は対象外

4 費用の限度額

1世帯あたり53,900円以内

※ 費用は市町から施工者に直接支払い

※ 限度額を超える部分は自己負担

5 完了期限

令和7年9月7日

6 受付窓口

金沢市住宅政策課（令和7年8月15日から受付開始）